

社会福祉法人 坂門ヶ原福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 坂門ヶ福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（役員等の報酬等の算定方法）

第5条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する
2. この規定は、令和元年11月 日より施行する

別表1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円以内

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円以内

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000円以内